

税金

確定申告は正しくお早目に！

確定申告の時期が近づいてきました！新富町でも、各会場にて申告相談を実施します！
所得税は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する自書申告制度をとっています。

必ず期間内にお済ませください！

○申告期間：2月15日(金)～3月15日(金)

※期限が迫りますと、相談会場が大変混雑しますので、お早目にお済ませください。

○郵送申告：下記の税務署までお送りください。

★高鍋税務署 ☎22-1373 〒884-8601 高鍋町大字上江 8438

※インターネットによる確定申告や申請、納税も可能です。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

【高鍋税務署・確定申告相談会】

○期間：2月18日(月)～3月15日(金) ※土日を除く。 ○会場：高鍋税務署附属棟会議室

※申告期間中、税務課のお昼の窓口業務(正午～午後1時)を休止させていただきます。
ご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 税務課 担当：落合祐希 ☎33-6076

年金

国民年金を納めましょう！

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。
納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金や障害・遺族など事故が発生した場合、年金が受けられないことがあります。

○平成 24 年度保険料額：1 か月 14,980 円 ※納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

○未納付の方：納付書をご用意の上、至急お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

※納め忘れがなく、納付の手間のかからない口座振替やクレジットカードによる納付もできます。

【保険料の納付は口座振替がお得です】

口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間が省ける上、納め忘れもなく、とても便利です。

○口座振替の特典：①早割制度により当月末振替から月々 50 円の割引があります。

②現金納付よりも割引率が多い、6 か月前納・1 年前納が可能です。

○口座振替申込：納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

◆問合せ 高鍋年金事務所 ☎23-5111

万一の事故に備えて「スポーツ安全保険」に加入しましょう

～スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です～

○加入対象：5人以上のグループ(子ども会や運動クラブ、文化ボランティア団体など)

※子ども向けには、個人活動まで補償できるAW(子どもワイド保険)もあります。

○受付開始月 3月から

○保険期間：4月1日から翌年3月31日まで。 ※4月1日以降入金の場合は、入金日の翌日から保険は有効。

○補償範囲：グループ(団体)活動中の事故および活動へ往復中の事故。 ※AWを除く

○申込方法：下記の2つの申込方法があります。

①生涯学習課に備え付けの加入依頼書に必要事項を記入の上、掛金を添えて宮崎銀行の窓口へ提出ください。

※宮崎銀行からの掛金振込には、一律105円の手数料がかかります。

※その他の銀行・郵便局については、各金融機関の通常振込手数料がかかります。加入依頼書を振込当日に宮崎県支部へ郵送していただく必要があります。

②問合せ先のホームページまたは「スポ安ねっと」のスポーツ安全保険加入システムから申し込みください。

申し込み終了後、コンビニエンスストアなどで掛金を払い込みください。

加入対象者・活動内容	加入区分・掛金 (1人年額)	対象となる事故の範囲	傷害保険(補償額)1日目から補償				賠償責任保険 (支払限度額)	突然死 葬祭費用 保険	
			死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)			
子ども (中学生以下および特別支援学校高等部の生徒を含む)	A1 800円	団体の活動中とその往復中 (注1)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし身体賠償は 1人1億円	突然死をした場合の葬祭費用について、180万円を限度として補償 (注3)	
	AW 1,450円		2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円			身体・財物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、身体賠償は 1人1億500万円
		上記以外の個人活動	100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償合算1事故500万円	対象となりません	
大人・高校生以上	文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎、応援等(スポーツ活動は対象外)	A2 800円	団体の活動中とその往復中 (注1)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし身体賠償は1人1億円	突然死をした場合の葬祭費用について、180万円を限度として補償 (注3)
	スポーツ活動	C 1,850円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導限定(注2)	AC 1,300円		1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	65歳以上のスポーツ活動(注2)	B 1,000円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動、アメリカンフットボール、山岳登山等	D 11,000円	団体の活動中とその往復中	500万円	750万円	1,800円	1,000円		
	インターネット加入のできる短期スポーツ教室(3か月以内)	短期スポーツ教室 800円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		

(注1) 学校管理下を除く。(注2) 高額補償をご希望の方はCでも加入できます。

(注3) 葬祭に要した一切の費用とは、通夜、祭壇、戒名料、お布施、墓地、墓石等、およびその後の法要などの費用を含みます。

◆問合せ (公財)スポーツ安全協会宮崎県支部 ☎0985-55-3136 ※インターネット加入は、「スポ安ねっと」で検索。

※ (公財)スポーツ安全協会は、スポーツ及び社会教育活動の普及振興に寄与する目的で、1970年に文部科学省により許可された営利を目的としない公益法人です。